

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

【1】公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1)現状分析

本市における市民の移動手段は、自家用車への依存度が非常に高く、鉄道や路線バスなどの公共交通の利用者は、近年、減少傾向にある。特に、路線バスについては便数の減少や路線の廃止に伴い、利便性が低下している。

しかし、高齢者や学生など自動車を運転できない市民にとって、公共交通は日常生活に不可欠な移動手段であるとともに、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減にも有効な手段であることから、市街地の活性化を目的としたまちづくり活性化バス「キララちゃん」や、高齢者の外出支援を目的としたデマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」を運行している。

今後、さらなる少子高齢化が予想される中においては、ネットワークとしての公共交通の存在が重要になってくることから、どのようにこれら公共交通を維持していくかが課題である。

(2)公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

市役所や新図書館等の公共公益施設の立地や周辺道路の環境変化により、土浦駅周辺の交通量は増加傾向にあり、時間帯による渋滞発生も問題となっている。そのため、土浦駅西口駅前広場や土浦駅北通り線の改修、土浦駅西口のペDESTリアンデッキの整備により、利用者の利便性は向上しているものの、中心市街地の交通結節点としてのさらなる機能強化とアクセス性の向上、バスや鉄道の利用促進を図ることが大きな課題であり、誰もが利用できる公共交通機関の利便性の増進を図る必要がある。

(3)フォローアップの考え方

基本計画に位置付けした事業等の進捗状況について適時確認を行い、目標指標への効果を意識しながら、状況に応じて事業の進捗のための措置を講じる。

【2】具体的事業の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2）①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

（2）②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 66【事業名】 公共交通特定事業 【内 容】 ノンステップバス導入の推進・低床バスの路線・時刻固定・職員に対する研修や教育・訓練等 【実施時期】 平成 22 年度～	バス事業者・土浦市	バリアフリー基本構想、バリアフリー特定事業計画に基づき、総合的・連続的なバリアフリー化を推進し、すべての人が安全で快適に暮らせるまちづくりを目指す。 高齢者や障がい者など、誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入の推進や低床バスの路線・時刻固定の推進、バス乗り場における低床バスの運行情報の表示並びに運転手等に対する研修や教育・訓練の実施等により、中心市街地にアクセスする路線バスの利便性の向上を図る。 バスの利用促進に資する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通バリア解消促進等事業）／らくらく乗り降りバス普及促進事業費補助金 ◆実施時期 令和元年度～	
No. 67【事業名】 まちづくり活性化バス運行支援事業 【内 容】 中心市街地の活	NPO 法人 まちづくり活性化 土浦	まちなか移動の利便性や来街機能・集客力アップを図るなど、中心市街地の活性化を最大の目的として運行するまちづくり活性化バス「キララちゃん」の運行支援を行う。	◆支援措置 地域公共交通確保維持改善事業 ◆実施時期 令和元年度～	

性化を最大の目的として運行するまちづくり活性化バス「キラちゃん」への運行支援 【実施時期】 平成 16 年度～		本事業は、来街者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。		
---	--	--------------------------------------	--	--

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
No. 68【事業名】 高齢者移送サービス利用助成事業 【内 容】 デマンド型福祉交通による高齢者の社会参加や通院等の移動支援 【実施時期】 平成 20 年度～	土浦市・土浦地区タクシー協同組合	デマンド型福祉交通「のりあいタクシー土浦」の利用者に対する年会費の一部助成（運転免許証返納者は 1 回のみ年会費全額助成）を通して、高齢者の社会参加や通院等の移動を支援し、高齢者福祉の向上を図る。 高齢者の外出機会を支援する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —	
No. 69【事業名】 土浦市重度障がい者福祉タクシー料金助成事業 【内 容】 在宅の重度障がい者が医療機関等への往復に要するタクシー料金の一部を助成し、在宅の重度障がい者の福祉の増進を図る。 【実施時期】 昭和 59 年～	土浦市	タクシー利用料金の一部助成（※）をすることにより、車の運転や歩行が困難な重度障がい者にとって、行動範囲の拡大を促し、福祉の向上を図る。 障がい者の社会参加を支援する本事業は、まちに来る人を増やすことを目標とする中心市街地活性化に資する事業である。 ※医療機関等への往復に要するタクシー料金とし、その額は、1 回の乗車につき 1,000 円を限度。500 円助成券(1 枚当り)を年間最大 50 枚交付。	◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —	

No. 70【事業名】 まちづくり活性化バス利用促進事業 【内 容】 地域通貨の浸透に向けた取組 【実施時期】 平成 16 年度～	NPO 法人まちづくり活性化土浦	地域通貨「キララ」（まちづくり活性化バス「キララちゃん」を利用し、協賛店において 1,000 円以上の買い物をすると 1 枚（100 円券）もらえる。）の取組を広く浸透させることを目指すとともに、協賛店等を増やすことで、まち全体で活性化を目指す機運醸成に努める。本事業は、来訪者の増加を目標とする中心市街地の活性化に資する事業である。	◆支援措置 該当なし ◆実施時期 —	
--	------------------	---	---	--

4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

2. 土浦駅東西口照明改修事業 5. 公共サイン整備事業 7. バリアフリー推進事業 8. かわまちづくり事業 9. 協働のまちづくりファンド事業 11. 大和町北地区まちづくり推進事業 12. 中央一丁目地区まちづくり事業 13. 土浦駅東口周辺第1地区まちづくり事業 14. 景観計画誘導事業	27. 学祭TSUCHIURA開催事業 28. まちなか交流ステーション事業 29. 食のまちづくり事業 30. 観光帆船船運航事業 31. レンタサイクル運営事業 32. まちなか元氣市開催事業 33. 産業祭開催事業 34. 土浦桜まつり事業 35. 土浦キララまつり事業 36. 土浦全国花火競技大会事業 37. ウィンターフェスティバル事業 38. かすみがうらマラソン開催事業 39. 土浦新能開催事業 40. 観光情報発信事業 41. 土浦の恵みマーケット 42. 土浦市中心市街地開業支援事業	45. 土浦ひなまつり事業 46. 土浦まちなか賑わい彩り・鯉のぼり事業 47. 中心市街地シャッターアート事業 48. 中心市街地新拠出店者育成支援事業 49. 土浦繁盛記事業 50. 市民によるまちなか活性化事業 52. 水質浄化環境学習事業 53. 温泉スタンド事業 54. 誰でも楽しもう霞ヶ浦事業 55. いきいき茨城ゆめ国体推進事業 56. かすみがうらマラソン「ランナースヴィレッジ」 57. 障がい者社会参加活動支援事業 59. 観光ボランティアガイド事業 60. (仮称) まちなか商い体験学習事業 64. 空き店舗・低未利用地活用推進事業 65. ジオパーク推進事業
16. 都市福利施設立地促進事業		
17. まちなか定住促進事業 【まちなか住宅転用補助】 18. まちなか定住促進事業 【まちなか住宅購入補助】 19. まちなか定住促進事業 【まちなか賃貸住宅家賃補助】 20. 生きがい対応型ディサービス事業 21. 結婚新生活支援事業 23. シティプロモーション推進事業 24. 高齢者向け住宅整備誘導事業 25. 治安向上対策事業 26. 防災対策事業	66. 公共交通特定事業 67. まちづくり活性化バス運行支援事業 68. 高齢者移送サービス利用助成事業 69. 土浦市重度障害者福祉タクシー料金助成事業 70. まちづくり活性化バス利用促進事業	

